

第4節 成績の認定

第10条O 科目毎の単位認定は、次の条件を以って、単位認定会議、進級認定会議、卒業認定会議において学校長が行う。

- (1) 各学科で定めた出席率以上の出席であること
 - (2) 定期試験、特別定期試験、及び追試験の採点が合格点以上であること
 - (3) 第10条Aについて問題がなかったこと
- 2 規定された単位修得によって、進級及び卒業を認定する。
 - 3 定期試験、又は特別定期試験を受験した科目の判定は「秀、優、良、可、不可」とする。
 - 4 追試験を受験した科目の判定は「可、不可」とする。

(進級認定) 「卒業認定は第21条を参照」

第10条P 認定は、進級認定会議において学校長が行う。

- 2 認定の要件は次のとおりとする。
 - (1) 学費が全額納入済みであること（本章の5節6節）
 - (2) 各学科が定める単位を修得済みであること
- 3 進級が認定された学生は、開成公用掲示板に学籍番号を掲示する。

(原級留置)

第10条Q 前条2項(2)の要件に1単位でも足りない学生は、原級留置とし、当該学年を再履修しなければならない。

- 2 原級留置となった時は、当該学年の単位の認定を留保し、その学年の全ての授業科目を再履修しなければならない。
- 3 再履修した授業科目のうち、単位認定を受けられない科目が、前年に単位認定を受けた科目のうち40%の単位までは、学年末の進級認定会議において学校長が認定できる。

第6節 看護学科の単位認定

(講義及び演習の成績判定基準)

第10条W 講義及び演習の成績判定は次の表に従って判定する。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| (1) 秀 | 授業科目の試験が95点以上の者で、出席率80%以上の者 |
| (2) 優 | 授業科目の試験が80点以上の者で、出席率80%以上の者 |
| (3) 良 | 授業科目の試験が70点以上の者で、出席率80%以上の者 |
| (4) 可 | 授業科目の試験が60点以上の者で、出席率80%以上の者 |
| (5) 不可 | 授業科目の試験が60点未満の者、又は、出席率80%未満の者 |

(臨地実習の成績判定基準)

第10条 X 臨地実習の成績判定は次の表に従って判定する。

- (1) 秀 授業科目の実習評価が95点以上の者で、出席率80%以上の者
 - (2) 優 授業科目の実習評価が80点以上の者で、出席率80%以上の者
 - (3) 良 授業科目の実習評価が70点以上の者で、出席率80%以上の者
 - (4) 可 授業科目の実習評価が60点以上の者で、出席率80%以上の者
 - (5) 不可 授業科目の実習評価が60点未満の者、又は、出席率80%未満の者
- 2 臨地実習の判定は、各実習で評価基準を定めて総合的に判定する。
- (1) 単位は、実習内容、実習態度、出席状況、実習記録、課題レポートなど総合的に判定し、認定する。
 - (2) 不合格となった場合は、当該実習科目を翌年再履修しなければならない。
- 3 第10条 Y 1項に定める事由で実習を欠席した者のうち、追実習の対象となる学生については、追実習の実施をもって出席とみなす。
- 2 臨地実習の判定は、各実習で評価基準を定めて総合的に判定する。
- (1) 単位は、実習内容、実習態度、出席状況、実習記録、課題レポートなど総合的に判定し、認定する。
 - (2) 不合格となった場合は、当該実習科目を翌年再履修しなければならない。
- 3 忌引き・忌引き扱いとなる事由で、欠席した者のうち、追実習の対象となる学生については、追実習の実施をもって出席とみなす。

第3節 看護学科の卒業認定

(看護学科の卒業認定)

第21条 E 卒業の認定は、学年末の卒業認定会議において学校長が認定する。

- 2 卒業の要件は次のとおりとする。
- (1) 3年間の履修科目の106単位を全て修得していること
 - (2) 学費が当年度の2月15日までに完納されていること

(看護学科の称号の付与及び資格)

第21条 F 卒業者には卒業証書を与え、専門士(医療専門課程)の称号を付与し、看護師国家試験の受験資格を与える。